

世田谷区生活支援専門員（会計年度任用職員）募集要領

1 職務内容

- (1) 低所得者、離職者等の生活支援を必要とする者の相談及び支援に関すること
- (2) その他子ども家庭支援課の業務に関し、所属長が指示する事項

2 応募資格

令和7年11月1日現在、以下の要件を満たす者

- (1) 社会福祉士の資格を有する者またはそれに準ずる知識と能力を有すると認められる者
- (2) 地方公務員法第16条の各号（下記参照）いずれにも該当しない者

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3 勤務条件

- (1) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員
- (2) 任用期間 令和7年11月1日から令和8年3月31日
※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

(3) 勤務日数 月16日

(4) 勤務時間 1日7時間45分 午前8時30分から午後5時15分

(うち休憩時間1時間あり)

※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。

(5) 勤務場所 世田谷区世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

(6) 報酬 ① 報酬月額 246,490円（地域手当相当分含む。）

※交通費別途支給（月額上限55,000円）

※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。

② 期末・勤勉手当 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき諸要件を満たす場合に、期末・勤勉手当を支給する。

- (7) 社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- (8) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (9) 休 日 原則、土曜日・日曜日・祝日
- (10) 休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (11) そ の 他
 - ・地方公務員法上の服務に関する規定が適用になり、これに違反した場合は懲戒処分の対象となることがあります。
 - ・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

4 募集人数 1名

5 申込期間 令和7年8月27日(水)から令和7年9月16日(火)の午後5時

6 申込方法 原則、インターネットから申し込んでください。
求人サイト「パブリックコネクト」から手続きしてください。
<https://public-connect.jp/employer/60>

7 選考方法

- (1) 第1次選考 書類選考
- (2) 第2次選考 面接選考（第1次選考合格者のみ）
（予定）令和7年9月30日（火）

※提出された情報は、選考および任用の目的以外には使用いたしません。

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答いたしません。

8 選考結果 第1次選考の結果は、9月22日（月）（予定）全員に発送します。
第2次選考の結果は、10月6日（月）（予定）全員に発送します。

9 お問い合わせ先

〒154-8504

世田谷区世田谷4-22-33

世田谷区世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

電話03-5432-2805 FAX03-5432-3034